児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護事業実施要綱

（令和４年６月７日区長決定）
（令和５年３月 10 日一部改正）
（令和６年２月 21 日一部改正）
（令和８年３月９日一部改正）

（目的）

第１条　児童養護施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４１条に規定する児童養護施設をいう。）に入所し、里親に委託され、又は一時保護所（法第１２条の４に規定する児童を一時保護する施設をいう。）に入所した子ども等、児童相談所の支援に関わる全ての子どもからの権利に関する相談を受けるとともに、権利侵害に対応することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　子どもの権利擁護事業の対象者は、次に掲げる者とする。

⑴ 児童養護施設等に入所中の子ども
⑵ 里親委託中の子ども
⑶ 一時保護所に入所中の子ども
⑷ その他児童相談所の支援に関わる子ども

（事業内容）

第３条　子どもの権利擁護事業は、次の各号に掲げる内容とする。

⑴ 子どもから権利侵害に関する相談を受けて、対応すること。
⑵ 子ども本人又は子どもに関わる関係機関等が権利擁護に関する意見を申立てたときは、東京都板橋区児童福祉審議会（東京都板橋区児童福祉審議会条例（令和４年板橋区条例第１５号）第１条に基づき設置されたものをいう。以下同じ）に事案を付議すること。
⑶ 次に掲げる子どもの意見表明等支援事業を実施すること。

ア　定期的に一時保護所を訪問し、入所中の子どもの意見を聴取するとともに、子どもの生活等に関して、権利擁護及び福祉サービスの向上の視点から、一時保護所に対して提案を行い、かつ、一時保護所入退所予定の子どもに対して、当該決定についての意見聴取を行うこと。

イ　区が里親宅に委託している子どもを対象として、子どもの担当児童福祉司等とともに、子ども家庭総合支援センター又は里親宅等で、子どもの意見表明支援を行うこと。

ウ　子どもから意見を表明したい旨の申出があった際に、施設等に訪問し、子どもの意見を聴取すること。

エ　子どもが希望する場合や、乳幼児や障がい児など言語的な意見・意向の表明が困難な場合に、子どもの思いを酌み取り、意見・意向を代弁して関係機関に伝達すること。

オ　子ども又は保護者を対象とした権利擁護普及啓発や、区職員、学校職員、施設職員等を対象とした研修を実施すること。

カ　必要に応じて、東京都板橋区児童福祉審議会子どもの権利擁護部会（以下「権

利擁護部会」という。）に出席して、子どもが表明した意見等を代弁すること。

キ　その他子どもの意見表明等を支援するために必要な事業

⑷　その他子どもの権利擁護等に関すること。

（実施体制）

第４条　子どもの権利擁護事業を実施するため、子どもからの申立てや被措置児童等虐待等を調査することを目的とした子どもの権利擁護調査員（以下「調査員」という。）を置く。

２　調査員の任期は１年以下とし、再任を妨げない。

３　前条第３号に規定する子どもの意見表明等支援事業は、事業者に委託して実施する。

（調査員の要件）

第５条　調査員は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　心身ともに健全であること。

⑵　子どもの権利擁護について十分な理解と熱意を有すること。

⑶　弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師のいずれかの資格を有する者その他職務に必要な知識及び経験を有し、区長が適当と認める者

（調査員の職務）

第６条　調査員は、被措置児童等虐待が発生した場合等、区の指示を受け、施設等に訪問し、子ども及び職員への聴き取り等の調査を行い、その結果を区に報告する。

２　調査員は、東京都板橋区児童福祉審議会に対して、措置等に対する子ども本人又は子どもに関わる関係機関等から申立てを希望する旨の申し出があったときに、区の指示を受け、子ども及び関係機関への調査ならびに調整を行い、その結果を区に報告する。

３　調査員は、必要に応じて権利擁護部会に出席し、調査結果を報告する。

（調査員の報酬）

第７条　調査員の報酬は、活動時間に応じ、１時間につき13,700円を支給する。

２　活動時間に30分未満の端数が生じる場合は端数を切り捨て、30分以上の端数が生じる場合は端数を切り上げる。

３　前２項の規定にかかわらず、活動時間が30分未満である場合は、１時間分の報酬を支給する。

４　活動に係る交通費は、報酬に含むものとする。

（個人情報の保護）

第８条　子どもの意見表明等支援事業受託者及び調査員は、法令等に特別の定めがある場合を除き、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第９条　この事業に関する事務局を子ども家庭部子ども政策課に置く。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和４年７月１日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定

の日から施行する。

2　この要綱を施行するための準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。